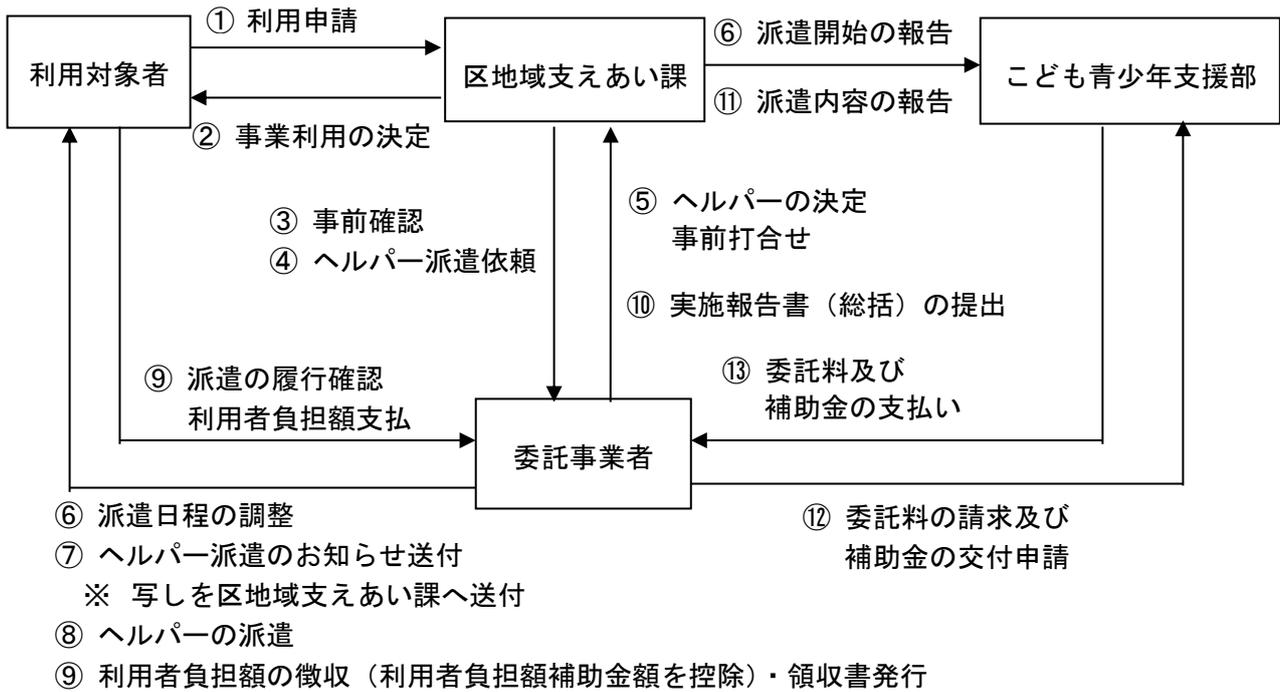


令和7年度広島市産後ヘルパー派遣事業事務フロー



派遣対象者の決定

- ① 利用対象者は、産後ヘルパー派遣事業の利用について、区地域支えあい課に「広島市産後ヘルパー派遣事業利用申請書兼情報提供同意書（第1号様式）」を提出する。
- ② 区地域支えあい課は派遣の必要性を確認し、事業の利用を決定する。

産後ヘルパー派遣の調整

- ③ 区地域支えあい課は、派遣の実施について、事業所に事前確認を行う。
- ④ 区地域支えあい課は、「広島市産後ヘルパー派遣依頼書」（第4号様式）により、事業者に産後ヘルパーの派遣を依頼する。
- ⑤ 事業者は、区地域支えあい課の依頼に基づき産後ヘルパーを決定し、区地域支えあい課と派遣について事前打合せを行う。

派遣開始からの流れ

- ⑥ 事業者は、派遣依頼書に基づき利用者と日程調整を行う。
- ⑦ 日程が決まったら、利用者へ「広島市産後ヘルパー派遣のお知らせ」（第5号様式）を送付し、写しを区地域支えあい課へ提出する。
- ⑧ 利用者へ産後ヘルパーを派遣する。
- ⑨ 産後ヘルパーは、サービス実施毎に「広島市産後ヘルパー派遣内容確認書」（第6号様式）により利用者から履行確認を受ける。（利用者負担補助金相当額を控除した上で、利用者負担額を徴収する。）
- ⑩ 事業者は、ヘルパーを派遣した日が属する月の翌月10日までに上記⑨の第6号様式と広島市産後ヘルパー派遣実施報告書（総計）（第12号様式）を書面により区地域支えあい課へ提出する。ただし、派遣期間途中で報告すべき事項があった際は、速やかに電話等で区地域支えあい課に連絡する。
- ⑪ 区地域支えあい課は、事業者の派遣内容についてこども青少年支援部に報告する。
- ⑫ 委託事業者は、業務を履行した月の翌月15日までに、広島市産後ヘルパー派遣請求書（第13号様式）及び広島市妊産婦支援事業補助金交付申請書（別紙様式）により、こども青少年支援部に委託料の請求及び補助金の交付申請を行う。
- ⑬ こども青少年支援部は、事業者から提出のあった実績報告書をもとに、ヘルパー派遣に係る委託料及び利用者負担補助金を事業者に支払う。

【重要】令和7年度において利用者から徴収する利用者負担額

- 令和7年度においては、広島市妊産婦支援事業補助金交付要綱に基づき、広島市が利用者負担額の半額を補助します。
- 利用者負担補助金は、委託事業者から広島市に対する補助金交付申請に基づき、広島市から委託事業者に対して支払います。
- このため、産後ヘルパー派遣事業実施事業者は、以下のとおり、利用者負担補助金を控除した金額を利用者から徴収してください。

【令和7年度における利用者負担額の徴収金額】

利用者負担額から広島市妊産婦支援事業補助金を控除した金額

世帯種別	世帯区分	利用者から徴収する金額（派遣時間ごと）		
		1時間まで	1時間を超え 1時間30分まで	1時間30分を超え 2時間まで
市民税課税世帯	1	250円	375円	500円
市民税非課税世帯 または生活保護世帯	2	0円		

※ 令和7年4月1日から令和8年3月31日利用分に対して適用